

議案第71号

日野町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

日野町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成25年12月12日提出

日野町長 景山 亨 弘

日野町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例

日野町立公民館の設置及び管理等に関する条例(昭和34年日野町条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公民館運営審議会の委員の定数及び任期並びに委嘱の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から日野町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。</u></p> <p><u>4 委員が前項の基準に該当しなくなったとき、又は特別な事情が生じた場合には、日野町教育委員会は、その任期中といえどもこれを解嘱することができる。</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p>	<p>(公民館運営審議会の委員の定数及び任期)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 委員に特別な事情が生じた場合には、日野町教育委員会は、その任期中といえどもこれを解嘱することができる。</p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p>

附 則

この条例は平成26年4月1日から施行する。